

第1節

総合計画の位置づけ

『総合計画』では、伊丹市の将来像を

「豊かな生活空間
人間性あふれる成熟社会をはぐくむ
市民自治のまち」

としています。

また、将来像実現のため、次の5つの基本目標を掲げています。

- 目標1. 生活者の視点でつくる住みやすいまち
…福祉・保健・医療関係、都市整備、防災・防犯
- 目標2. 環境を守り、育て、伝えていくまち
…都市環境、環境保全
- 目標3. 働きやすく、にぎわいと活力のあるまち
…労働環境、産業振興、情報化
- 目標4. ひとを大切にする自立と共生のまち
…平和と人権、コミュニティづくり、子育て、学校教育、文化・スポーツ・生涯学習
- 目標5. 地方分権・市民自治のまち
…市民参画のまちづくり、都市経営

福祉施策に関しては、直接的には上記の5つの目標のうち、目標1（福祉・保健・医療関係）と目標4（子育て関係）とになります。地域福祉計画についても、目標1の中の「ともに支えあう地域福祉の推進」という項目の中で、その策定についてふれています。

しかし、地域福祉計画との関連でより重要なことは、『総合計画』の将来像や「基本的視点」で述べている「ともにまちをつくる、協働の時代へ」、「『市民が担う公共性』を再生する」、「パートナーシップによる共生の時代へ」といった視点、あるいは目標として定められている「4. ひとを大切にする自立と共生のまち」、「5. 地方分権・市民自治のまち」といった理念・方向そのものが、地域福祉（計画）の理念や概念と重なっているということです。

したがって、『総合計画』において確認している本市の目指すまちの理念や方向と重なるものであり、福祉の観点から『総合計画』の理念・目標を具現化していくものであるといえます。



第2節

他の福祉関係計画との関係

『総合計画』を上位計画とした計画は、すでに多く策定しています。

福祉に関します計画としては、『児童福祉計画』、『障害者計画』、『介護保険事業計画・老人保健福祉計画』、さらに『第2次伊丹市保健医療計画』といった個別計画があります。

地域福祉計画は、これら他の個別計画との整合性及び連携を図り、これらの個別計画を内包する計画として、住民主体のまちづくりや住民参加を基本とする視点をもった計画です。したがって、他の個別計画の対象分野と重なる内容については、その個別計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなし、個別計画に委ねることとなります。

なお、平成13年3月に市社会福祉協議会の策定した『地域福祉推進計画（プラン2001）～第4次発展計画～』も地域福祉と大きく関連する計画です。

市全体についての計画を見ても、『伊丹市女性のための行動計画』、『内なる国際化指針』、『伊丹市みどりの基本計画』、『伊丹市住宅マスタープラン』など多くの計画があります。さらに、地域でのまちづくりとして各住区会議により策定された『住区計画』もあり、ハード面の整備に生かされてきています。

また、防災面からの『地域防災計画』や『水防計画』も、高齢者など災害時に十分な行動ができにくい人々への支援や安否の確認などと大きな関連をもっています。

すでに策定している他の福祉関係計画については、地域福祉計画の理念を尊重し施策の展開を図るとともに、今後、策定する福祉関係計画についても、地域福祉計画の理念に基づいて策定することとなります。

計画の性格

地域福祉計画は、伊丹市が地域福祉を推進していくための基本的な方向性を示す計画とします。

計画の期間

「地域福祉計画」は、期間は特に設定しません。原則として3年ごとに見直します。

